

県庁舎植栽管理業務委託特記仕様書

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書、別紙「県庁舎植栽管理業務委託業務内容」及び関係図面によることとし、本仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用する。

1 業務範囲

県庁舎・議会棟・総合庁舎・第二庁舎内のすべての植栽・生垣を対象とし、剪定、施肥、冬囲い及び解体撤去、病害虫防除を実施し、植栽環境の促進及び維持管理業務を行う。

2 業務体制

- (1) 本業務委託は、設計書及び施設管理担当者（以下、担当者という。）の指示に従うこと。
- (2) 契約後速やかに作業工程表、安全管理計画書を提出すること。
- (3) 作業状況を確認できる写真及び作業日報を提出すること。
- (4) 高木等の剪定について、安全帯を着用する等十分な安全を確保すること。
- (5) 剪定した枝木等について、マニフェストを提出すること。

3 業務担当者

業務担当者は次の有資格者を配置すること。なお、(1)及び(2)の業務担当者を兼ねることができる。

- (1) 剪定
造園施工管理技士（1級又は2級）、造園技能士（1級又は2級）又は街路樹剪定士のうちいずれかの資格を有する者とする。
- (2) 害虫防除
農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士又は技術士（農業部門・植物保護）のうちいずれかの資格を有する者とする。

4 植栽管理

(1) 剪定

樹幹全体を観察し、枝葉密度の不均衡、樹幹線の変形及び異常の有無を点検し、所要の剪定及び刈り込みを行い、必要がある場合は、担当者の指示により行うこと。

剪定作業中は、街路樹剪定士を現場に配し、作業員に対し適切な指示や指導を行うこと。

ア 樹木

- ① 車両の通行及び人の歩行に支障となる障害枝の枝おろし等を行う。
- ② 樹木全体を観察し、樹冠の修正、切り詰め、枝透かし等を行う。
- ③ 剪定作業の開始時期については担当者と協議の上、適切な時期に行うこと。

イ 生垣

- ① 車両の通行及び人の歩行の安全や支障となる範囲の刈り込みを行う。

②枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈り込み原型を十分考慮し、樹冠周縁の小枝を輪郭線に沿って刈り込む。

③ 8月1日までに実施すること。

ウその他

①破損した支柱、枯れ枝、クモの巣はきれいに除去すること。

②枝の内部で絡み合っている枝、半枯れ、弱っている枝、同じ方向に伸びている枝はいずれも切り取ること。

③風通しの悪い枝等は、樹木の形が乱れない程度に切り取ること。

④新芽が伸びたものは、必要に応じて切りつめること。

⑤剪定で発生した枝葉等は、場外へ全て撤去処分すること。

(2) 施肥

生育状態を点検し、最も効果のある時期に施肥を行うこと。

(3) 冬囲い及び解体撤去

美観を損なわず風雪に耐え得るよう強固に行い、支柱、冬囲いが外れた場合はその都度補修すること。

なお、冬囲いに必要となる部材（わら縄、青竹、箆等）については別途支給する。

また、冬囲いは11月末日までに実施すること。

(4) 害虫防除

薬剤散布作業は、農薬使用に係る資格者を現場に配し、作業員に対し適切な指示や指導を行い、事前に担当者の承諾を得てから実施すること。

来庁者や通行人に迷惑を及ぼさないこと。

薬剤散布後に樹木から道路に落下した害虫は、通行人に迷惑が及ばないように速やかに撤去すること。

(5) その他

樹木等の発育状態、病害虫の発生状況、枯死木の状況等を点検し、担当者に報告すること。枯死木は、適切に撤去すること。

剪定等作業後は清掃し、作業で発生したゴミ等は廃棄物処理法の定めに従い適正に処分すること。

台風や強風発生後は、倒木等の対策及び処置に速やかに対応できる体制を整えること。